

第2節 法令等の施行状況

1 大気汚染防止法及び富山県公害防止条例（大気関係）

（1）届出状況

ア 大気汚染防止法

表 1.2.1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況（20年3月31日現在）

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																			計
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30	31	
		ボイラ	加熱炉・ガス発生炉	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	溶鉱炉・転炉・平炉	金属溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	焼成炉・溶融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	銅・鉛・亜鉛精錬用施設	塩素・塩化水素反応施設等	複合肥料製造用反応施設	硝酸製造用施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	
富山市	469	748	5	1	0	2	40	13	63	8	24	6	13	1	2	6	7	27	130	1	1,097
高岡市	243	344	0	3	1	50	23	0	3	4	21	4	14	0	41	0	0	13	31	0	552
魚津市	47	65	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	22	0	0	11	13	0	116
氷見市	41	39	0	1	0	11	2	0	0	0	7	0	3	0	0	0	0	0	5	0	68
滑川市	33	58	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	6	0	70
黒部市	54	122	0	0	0	19	18	0	0	0	8	0	1	2	0	0	0	3	27	0	200
砺波市	69	85	0	0	0	12	8	0	0	0	7	0	5	0	0	0	0	16	8	0	141
小矢部市	51	65	0	0	0	2	3	0	3	0	7	0	1	0	0	0	0	3	6	0	90
南砺市	76	116	0	0	0	1	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	10	0	136
射水市	104	203	0	0	0	35	64	0	0	0	7	11	7	0	1	0	0	4	26	3	361
中新川郡	49	81	0	0	0	26	5	0	1	0	9	1	5	0	0	0	0	2	4	0	134
下新川郡	32	51	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	1	10	0	79
合計	1,268	1,977	5	5	1	167	168	13	72	12	100	22	57	3	66	6	7	83	276	4	3,044

表 1.2.2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況（20年3月31日現在）

地 域	工場・事業場数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 数				
		堆 積 場	ベルトコンベア・ バケットコンベア	破砕機・摩砕機	ふ る い	計
富山市	64	103	67	83	16	269
高岡市	35	41	72	32	2	147
魚津市	18	15	4	14	2	35
氷見市	10	9	15	7	2	33
滑川市	7	7	5	4	1	17
黒部市	10	18	22	26	5	71
砺波市	13	21	10	18	4	53
小矢部市	24	29	13	21	10	73
南砺市	25	26	42	15	4	87
射水市	19	46	46	5	2	99
中新川郡	22	24	38	46	13	121
下新川郡	12	14	45	24	5	88
合 計	259	353	379	295	66	1,093

表 1.2.3 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設の届出状況
(20年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	V O C 発 生 施 設 数									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		化学製品製造用乾燥施設	吹付塗装施設	塗装用乾燥施設	（印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用） 接着用乾燥施設	（4項・木材・木製品製造用を除く） 接着用乾燥施設	オフセット輪転印刷用乾燥施設	グラビア印刷用乾燥施設	工業用洗浄施設	貯蔵タンク	
富山市	4	3	1		1	2		2			9
高岡市	2	3									3
魚津市											0
氷見市											0
滑川市	2				1		3				4
黒部市	1				3						3
砺波市											0
小矢部市	1		1								1
南砺市											0
射水市	1					1					1
中新川郡	1				2	2					4
下新川郡	1				1	1					2
合 計	13	6	2	0	8	6	3	2	0	0	27

表 1.2.4 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事の届出状況

(20年3月31日現在)

作業の種類	処理方法別届出件数			計
	除去	囲い込み	封じ込め	
解体	29	-	-	29
改造・補修	66	14	1	81
合計	95	14	1	110

注 富山市所管分を除く。

イ 富山県公害防止条例（大気関係）

表 1.2.5 特定施設設置工場・事業場の届出状況

(20年3月31日現在)

地域	特定施設設置工場・事業場数			地域	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計		ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計
富山市	12	348	360	小矢部市	1	47	48
高岡市	10	737	747	南砺市	3	118	121
魚津市	2	31	33	射水市	8	99	107
氷見市	3	38	41	中新川郡	4	43	47
滑川市	1	49	50	下新川郡	3	25	28
黒部市	2	52	54	計	80	1,714	1,794
砺波市	31	127	158				

(2) 緊急時の措置

表 1.2.6 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

年度	月日	地区・地域	種類	時間	発令局及び最高濃度		
昭和51	5.11	高岡・新湊	情報	13:20~17:50	伏木一宮 0.128 ppm		
52	8.19	〃	〃	12:15~16:15	伏木一宮 0.118 ppm		
53	5.26	高岡・新湊 富山	注意報 情報	12:30~14:30	高岡本丸 0.126 ppm 呉羽 0.100 ppm		
	6.3	高岡・新湊	〃	12:30~14:15	高岡本丸 0.102 ppm ; 高岡波岡 0.116ppm		
	6.8	〃	〃	12:15~19:00	高岡本丸 0.107 ppm ; 高岡波岡 0.116ppm		
	6.9	〃	〃	11:15~14:15	高岡本丸 0.103 ppm ; 高岡波岡 0.100ppm		
	7.30	富山	〃	13:15~15:15	呉羽 0.106 ppm		
平成2	4.12	高岡・新湊	〃	13:22~18:23	新湊三日曾根 0.120 ppm ; 高岡伏木 0.102ppm		
3	9.5	高岡・新湊	〃	13:20~15:20	新湊三日曾根 0.114 ppm		
7	6.30	富山、高岡・新湊	注意報	14:20~17:15	婦中速星 0.124 ppm ; 新湊海老江 0.121ppm		
14	6.8	滑川市	注意報	12:20~14:10	滑川上島 0.129 ppm ; 滑川大崎野 0.127ppm		
16	6.5	富山	注意報	12:10~19:20	富山水橋 0.127ppm ; 富山岩瀬 0.124 ppm		
					富山芝園 0.129ppm ; 富山神明 0.133ppm		
					富山蝮川 0.127ppm		
					高岡本丸 0.121ppm ; 新湊三日曾根 0.127ppm		
	高岡・射水	〃	13:10~19:40	新湊今井 0.123ppm ; 新湊海老江 0.124ppm			
				小杉太閤山 0.122ppm			
				魚津 0.122ppm ; 黒部植木 0.124ppm			
				入善 0.134ppm			
7.24	富山	〃	14:10~16:10	富山水橋 0.120ppm			
				高岡・射水	〃	13:15~15:10	新湊海老江 0.123ppm
				新川	〃	14:10~16:10	魚津 0.121ppm
19	5.9	富山	〃	14:12~18:04	富山岩瀬 0.123ppm ; 富山神明 0.123ppm		
					滑川上島 0.120ppm ; 滑川大崎野 0.121ppm		
		高岡・射水	〃	13:05~18:04	高岡伏木 0.122ppm ; 高岡能町 0.120ppm		
					福岡 0.123ppm		
新川	〃	15:05~18:04	入善 0.121ppm				

(3) 監視指導

表 1.2.7 立入調査の概要 (19年度)

調査対象	立入調査内容
大気汚染防止法又は富山県公害防止条例(大気関係)の対象工場・事業場(富山市を除く)	排出基準等適合状況、対象施設の維持・管理状況及び届出状況の調査・指導
ブルースカイ計画の対象工場・事業場	燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況の調査・指導
大気汚染防止法の対象となるアスベスト除去等作業現場(富山市を除く。)	大気汚染防止法に基づく作業基準等の遵守状況の確認・指導

表 1.2.8 立入調査状況 (19年度)

業種 区分	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電子部品・デバイス製造業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	アスベスト除去等作業現場	合計
	ばいじん		2 (3)									1 (1)				2 (3)	1 (1)			
有害物質及び有害ガス		2 (3)			11 (153)						1 (1)			5 (210)	2 (11)	2 (3)	1 (1)			24 (382)
燃料中の硫黄分				1 (12)	3 (29)		1 (2)	1 (1)		1 (3)						2 (3)	1 (2)			10 (52)
VOC施設					4 (7)		1 (1)	3 (4)					1 (1)							9 (17)
小計		4 (6)		1 (12)	18 (189)		2 (3)	4 (5)		1 (3)	2 (2)		1 (1)	5 (210)	2 (11)	6 (9)	3 (4)			49 (459)
届出確認	ばい煙発生施設	1 (4)	3 (14)	2 (4)	8 (43)	14 (104)	1 (2)	3 (5)	2 (2)	10 (101)	13 (75)	3 (9)	1 (1)	3 (32)	3 (21)	2 (10)	3 (6)	7 (21)	5 (19)	84 (473)
	堆積場等の粉じん発生施設					1 (1)					3 (26)								3 (7)	7 (34)
	VOC施設											1 (3)								1 (3)
	小計	1 (4)	3 (14)	2 (4)	8 (43)	15 (105)	1 (2)	3 (5)	5 (28)	10 (101)	13 (75)	4 (12)	1 (1)	3 (32)	3 (21)	2 (10)	3 (6)	7 (21)	8 (26)	92 (510)
石綿	除去																		43 (43)	43 (43)
	封じ込め																			0 (0)
	囲い込み																			0 (0)
	小計																		43 (43)	43 (43)
合計	1 (4)	7 (20)	2 (4)	9 (55)	33 (294)	1 (2)	5 (8)	9 (33)	10 (101)	14 (78)	6 (14)	1 (1)	4 (33)	8 (231)	4 (21)	9 (15)	10 (25)	8 (26)	43 (43)	184 (1008)
指導件数	1	1	0	3	4	0	2	5	5	2	2	1	1	0	0	0	0	2	0	29

注 表中の数値は工場・事業場数、()は施設数である。

2 ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出状況

表 1.2.9 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況 (20年3月31日現在)

地 域	工 場・ 事業場数	大 気 基 準 適 用 施 設 数			
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉	計
富 山 市	38	1	8	40	49
高 岡 市	23		20	21	41
魚 津 市	4			4	4
氷 見 市	4		1	4	5
滑 川 市	1			1	1
黒 部 市	8		3	6	9
砺 波 市	11			12	12
小 矢 部 市	6		1	5	6
南 砺 市	20		1	19	20
射 水 市	13	1	15	13	29
中新川郡	3			7	7
下新川郡	3			5	5
計	134	2	49	137	188

(2) 監視指導

ア 県の立入検査・測定

表 1.2.10 立入検査及び排出ガス測定結果の概要

区 分	実 施 状 況	
立 入 検 査	立 入 件 数 (大気基準適用施設を有する工場・事業場)	9 工場・事業場
測 定	測 定 結 果 (排 出 ガ ス)	4 工場・事業場 (0.0080~0.92 ng-TEQ/m ³ _N)

注1 中核市である富山市を除く。

2 TEQ とは Toxicity Equivalent Quantity の略称で、毒性等量を意味する。ダイオキシン類には組成や構造が異なる多くの種類があり、それぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ベンゾ-パラ-ジオキシンに換算して全体的な毒性の強さを表している。

イ 設置者による測定結果

表 1.2.11 設置者による測定結果の概要 (19年度) (中核市である富山市を除く。)

区 分	報告対象施設数	報告施設数	事 業 者 の 測 定 結 果
排出ガス	145 (100)	138 (94)	0.0000037 ~ 9.2 ng-TEQ/m ³ _N
ばいじん等	100 (82)	93 (76)	0 ~ 66 ng-TEQ/g

注1 () 内の数値は、工場・事業場数である。

2 ばいじん等については、3工場・事業場(3施設)が処理基準を超過していた。

これらの工場・事業場は、廃棄物処理法に基づき、セメント固化により3ng-TEQ/g以下となるよう適切に処理されていた。

3 フロン回収破壊法及び自動車リサイクル法 フロン類回収業者等の登録状況

表 1.2.12 フロン回収破壊法に基づく第1種フロン類回収業者の登録状況

(20年3月31日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
第1種フロン類回収業者	201

表 1.2.13 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録状況

(20年3月31日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
引 取 業 者	1,033
フロン類回収業者	238

4 スパイクタイヤ規制法 規制地域の指定状況

図 1.2.1 スパイクタイヤの使用が規制されている指定地域



注 市町村の区域は、平成16年3月31日における行政区分による。

5 大気汚染に係る苦情件数

図 1.2.2 大気汚染に係る苦情件数の発生源別推移

